

鹿児島県子ども食堂登録制度実施要綱に関するQ & A

鹿児島県保健福祉部子ども政策局子ども福祉課

鹿児島県子ども食堂登録制度実施要綱（令和元年6月11日）（以下、「要綱」という。）について、理解を深めていただくために、次のとおりQ & Aを作成しました。

このQ & Aに記載のないものや御不明な点は、子ども福祉課に御相談ください。

Q 1 登録の目的等は何ですか。

A 1 本県では、子どもの生活支援対策の一環として、子ども食堂の普及・定着を図ることで子ども達を食の面から支援することとしています。この登録制度は、平成30年度に県が開催した「子ども食堂への支援等に関する検討会」において、広く県民の皆様からの支援を求めるに当たり、子ども食堂の認知度や社会的信用を高めることを目的として、取り組むこととされたものです。

この要綱は、登録に当たっての基準等を示したもので、子ども食堂関係者の御意見も参考にしながら作成しました。

Q 2 登録によるメリットや県のホームページで紹介するメリット等は何ですか。

A 2 登録された子ども食堂は、原則として、県の保健所における手続きが簡素化されます。

また、県のホームページでの公開を希望する子ども食堂については、名称、連絡先、活動の目的、開催頻度、URLアドレス、利用料金、求める支援内容を県民に紹介されることにより、活動への理解が深まり、身近な子どもの居場所としての利用が進むことや、子ども食堂に対する食材の提供やボランティア、寄附金といった様々な支援につながることを期待しています。

Q 3 「事業者は市町村、児童委員、市町村社会福祉協議会等との連携に努めること。」との要件を設けたのはどうしてですか。

A 3 子ども食堂の利用者は幅広く、様々な生活支援が必要な子どもや保護者も利用しています。

県や市町村では、家庭の状況に応じた様々な生活支援（生活保護、生活困窮者自立支援、就学援助等）を行っていますが、県としては、子ども食堂に、子ども達への食の支援と併せて、支援を必要とする子どもと県や市町村の様々な生活支援をつなぐ役割も期待しています。このため、地域において子どもの福祉を担っている市町村、児童委員、社会福祉協議会と子ども食堂が円滑な関係を作り、相互に連携していくことが重要と考え、このような要件を設けました。

Q 4 登録をしないと子ども食堂をやってはいけないのですか。

A 4 登録は、子ども食堂の活動支援を目的としたものであり、法令に基づく行政行為ではありません。また、要綱は、子ども食堂に法令上の許認可を与えたり、子ども食堂の指導・監督を目的としたりするものではなく、県が登録するための基準です。このため、登録をしないと子ども食堂をやってはいけないということではありません。

Q 5 団体ではなく、個人で子ども食堂を始めた場合、登録の対象となりますか。

A 5 個人で運営する子ども食堂も登録の対象となりますが、ボランティアなどの様々な支援のもとに、子ども食堂の継続的・安定的な運営を図るためには、有志の方で団体を作ることをお勧めします。

Q 6 事業者の要件や運営の要件を設けたのはどうしてですか。

A 6 子ども食堂への社会的信用を高めるとともに、子ども達が安心して子ども食堂を利用できるようにするためにです。

子ども食堂がより多くの支援や賛同を得ていく上で、会則等に基づく健全な運営、暴力団といった反社会的勢力の排除、子ども食堂の適切な経理、安心・安全の確保などが判断基準として求められる場合があります。

Q 7 「子ども食堂」との名称を使っていなくても登録の対象となりますか。

A 7 登録要件を満たしていれば登録の対象となります。

Q 8 教会や寺院などで子ども食堂を行う場合、登録の対象となりますか。

A 8 登録要件を満たしていれば登録の対象となります。

Q 9 子ども以外に地域の高齢者等も利用する場合も、登録の対象となりますか。

A 9 登録要件を満たしていれば登録の対象となります。

Q 10 参加者の利用料金について「低価格」とありますが、いくらぐらいですか。

A 10 利益を目的としない活動であることから、実費相当額を想定しています。

県内の子ども食堂では、子どもは無料、大人は300円以下の料金設定となっている場合が多いようです。

Q 11 「食中毒や事故等に対応する保険に加入すること。」との要件がありますが、資金がなくて保険に加入できない場合でも登録の対象となりますか。

A 11 子ども達に安心して子ども食堂を利用してもらうために、食中毒や事故等に対応する保険に加入して、子ども食堂の安心・安全を確保する必要があります。

なお、保険加入については、市町村社会福祉協議会に御相談ください。

Q 12 「食品衛生法ほか関係法令通知等を遵守するとともに、食品衛生法の許認可等の規制も含めた保健所の指導に従うこと。」との要件を設けたのはどうしてですか。

A 12 保健所の指導に基づき、食中毒の発生防止などに取り組んでいただくことで、子ども食堂の衛生面での安心・安全を確保してもらうためです。

Q 13 アレルギー対応する場合に「専門職の関与」とありますが、専門職とはどのような方ですか。

A 13 栄養士などを想定しています。

Q14 参加する児童への虐待と認められる行為等とは、どのようなものですか。

A14 以下の県ホームページの記載を参考にしてください。

<http://www.pref.kagoshima.jp/ae08/kenko-fukushi/kodomo/sodan/04008017.html>
ホーム>健康・福祉>子ども・少子化対策>相談>児童虐待について相談したいときは

Q15 「鹿児島県子ども食堂登録届」に添付する書類のうち、「子ども食堂の開催場所の周辺地図」は、どれぐらいの精度のものが必要ですか。

A15 子ども食堂の場所が分かる、おおまかなもので差し支えありません。

Q16 「鹿児島県子ども食堂登録届」に添付する書類のうち、「市町村又は市町村社会福祉協議会若しくは児童委員の意見書」がなくても届出は可能ですか。

A16 意見書はなくても届出は可能です。意見書は、Q3A3に示した観点から可能な範囲で添付をお願いするものです。

市町村又は市町村社会福祉協議会若しくは児童委員との協働で子ども食堂を実施されている場合などは添付をお願いします。